

徳 農 水 第 号
令 和 7 年 2 月 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳之島町長 高岡 秀規

市町村名 (市町村コード)	徳之島町 (46530)
地域名 (地域内農業集落名)	母間地区 (花時名・大当・反川・池間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山手側の畑は、耕作しても獣害が多く対策に苦慮している。山手側は果樹園が多く農家の高齢化が進んでいるため、果樹の担い手育成確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびを主要作物とし飼料作物、山手側には果樹園が多く栽培されバランスの良い地区である。地域で環境負荷軽減(堆肥の活用)に取り組む。一部の地域でさとうきび・飼料作物での集積が進んでおり今後も拡大できるよう取り組む。畑の管理については現状が維持できるよう地区全体で取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地を農業上利用が行われる区域とし、住宅地との間にある農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地集積集約化を進める為にも農地バンクの利用を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクを利用し貸付を行う。その際所有者の貸し付け時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区で要望があり、多くの同意を得られる場合は申請を行い利便性の向上を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手となるよう関係機関と協力し取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる場合は、検討し委託する方向で進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣被害防止対策として、集落点検マップ(進入防止柵や目撃地点被害発生場所)の作成や新たな捕獲人材を募集し育成に努める。また、農地に関しては、補助事業や、交付金を活用し地力増強や保全活動に取り組む。